# 紀州味噌工業協同組合

地理的表示の登録による市場・販路の拡大

| 住 所  | 〒640-8158 和歌山県和歌山市十二番丁75番地 |     |                        |
|------|----------------------------|-----|------------------------|
| 電話番号 | 073-422-4703               | URL | http://kinzanjimiso.jp |
| 設 立  | 昭和26年7月                    | 出資金 | 1,543千円                |
| 主な業種 | 味噌製造販売業                    | 組合員 | 19人                    |

#### ■背景と目的

紀州金山寺味噌は和歌山県の伝統的な食品であるが、近年、その消費は横ばい状態にあり、新たな販路や市場開拓の 必要性を感じていた。これに対して、ブランディングによる知名度の向上が検討され、地理的表示法下での登録を受け ることにより、「紀州金山寺味噌」の品質をアピールするとともに、ブランド化を図ることとした。

### ■事業・活動の内容と手法

地理的表示法による登録を受けるための申請書類の作成にあたり、理事長主導で外部専門家(弁理士)と協力して原 案を作成し、適宜理事会に諮ることで、迅速な申請を実現した。また、取組みの当初から組合員に対して何度も説明を 行うとともに意見聴取を行い、組合全体の意思統一を図り、組合員の制度理解を深めた。理事会や説明会等を開催する 際には、事務局から出席予定者に対して事前に内容を連絡し、迅速な意思決定や周知が実現できた。また、農林水産省 からの指摘等に対応する際にも、理事長や事務局が中心となり、外部専門家と連携しつつ、組合員への説明や意見聴取 を実施し、実際の対応と組合員の考えとの間に齟齬が生じないよう努めた。特に、地理的表示の登録を受けた際には、「組 合員が現在使用している表示の大部分が不適切となる可能性がある」との指摘を農林水産省から受け、再度の意思確認 を行うとともに、現状の表示から適切な表示に移行するための方策が検討された。

地理的表示の登録を受けてからは、各種メディアからの取材も増加しており、「紀州金山寺味噌」の名称が広まりつつ ある。また、商談にも好影響が出始めており、既存取引先からも高い評価を得ている。これを機に「紀州金山寺味噌」 を広め、拡販に繋げていく。

## ■成果

平成29年8月10日に地理的表示の登録を受けることができた。迅速な登録が可能になった要因は、事務局のサポー トの下、理事長主導で申請書類の作成等を進めつつ、理事会の承認、組合員への説明および意見聴取を適宜実施するこ とにより、意思の統一と組合員の制度理解を深めた点にある。



▲特定農林水産物等登録証



▲登録証授与式の様子



適宜の理事会、組合員に対する説明会の開催や組合員からの意見聴取を行うことによる 意思の統一と組合員の理解を深めたこと。